

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ゲ ツ 代表者名 代表取締役社長 安 田 正 介 (コード番号 8130 東証・名証第一部) 問合せ先 経 理 部 長 助 川 達 夫 (TEL. 052-564-3331) 社 長 室 長 柴 田 和 彦 (TEL. 052-564-3270)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月18日 開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお 知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

今回の定款変更の目的は、次のとおりです。

- (1) 当社は、平成27年4月1日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しましたとおり、平成27年6月18日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行いたします。そこで、監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員や監査等委員会に係る規定の追加、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の追加、および監査役・監査役会に係る規定の削除等、必要な変更を行います。
- (2) 改正会社法第 427 条によって、責任限定契約を締結することができる役員等の 範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限 定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるように変 更を行います。
- (3) 会社法第 459 条により認められています取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう変更を行います。
- (4) その他、今後の事業展開に備えるため事業目的を追加するほか、表現の一部修正、条項の新設・削除に伴う条数の整備等を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

以上

	現行定款		変更案
(目 的)	7-11-17-49N	(目 的)	
第2条	当会社の目的は次の通りである。 1. ~14. (省略) 15. 糊付機、電動工具、刷毛等室内装飾工事用施工道具及び接着剤の販売 16. (省略) (新設)	第2条	当会社の目的は次の通りである。 1. ~14. (現行どおり) 15. 糊付機、電動工具、刷毛等室内装飾工事用施工道具及び接着剤の販売及び賃貸借 16. (現行どおり) 17. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
(機 関) 第4条	当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機 関) 第4条	当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
(招 集) 第12条	(省略) ② 当会社の株主総会は名古屋市において招集する。	(招 集) 第12条	(現行どおり) (削除)
(員 数) 第19条	当会社 <u>は取締役15名以内を置く。</u> (新設)	(員 数) 第 19 条	当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。 ②当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、8名以内とする。
(選 任)第20条	取締役は株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって決する。 (新設)	(選 任)	取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権

現行定款		変更案	
			の過半数をもって決する。
	② (省略)		③ (現行どおり)
(任 期)		(任 期)	
第21条	取締役の任期は、選任後1年以内に終了	第21条	取締役(監査等委員であるものを除く。)
	する事業年度に関する定時株主総会の終		の任期は、選任後1年以内に終了する事
	結の時までとする。		業年度に関する定時株主総会の終結の時
			までとする。
	(新設)		②監査等委員の任期は、選任後2年以内
			ー に終了する事業年度に関する定時株主総
	(新設)		③任期の満了前に退任した監査等委員の
			は、退任した監査等委員の任期の満了の
			ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(取締役会の招集)		(取締役会	の招集)
第22条	取締役会は取締役会規則の定めるところ	第22条	取締役会は取締役会規則の定めるところ
	によりこれを招集するものとし、その通		によりこれを招集するものとし、その通
	知は各取締役及び各監査役に対し会日4		知は各取締役に対し会日4日前までに発
	日前までに発するものとする。 <u>ただし、</u>		するものとする。ただし、緊急の場合に
	取締役及び監査役の全員の同意があると		は、この日数を短縮することができる。
	きは、招集の手続きを経ないで取締役会		
	を開催することができる。		
	(新設)		②取締役の全員の同意があるときは、招
			集の手続きを経ないで取締役会を開催す
			<u>ることができる。</u>
	(新設)		③前二項のほか、取締役会の運営につい
			ては、取締役会で定める取締役会規則に
			<u>よる。</u>
(取締役会の決議の方法)		(取締役会の決議の方法)	
第24条	(省略)	第24条	(現行どおり)
	②当会社は会社法第370条の要件を充		②当会社は、取締役(決議に加わること
	<u>たしたときは、</u> 取締役会の決議があった		ができる者に限る。)の全員が取締役会
	ものとみなす。		の決議事項について書面または電磁的記
			録により同意したときは、当該決議を可
			<u>決する旨の</u> 取締役会の決議があったもの
			とみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

(新設) 第25条 当会社は、会社法第399条の1 項の規定により、取締役会の決議 て重要な業務執行(同条第5項各 げる事項を除く。)の決定を取締 任することができる。 (取締役の責任免除) 第25条 (省略) 第26条 (現行どおり) (北外取締役との責任限定契約) 第26条 当会社は会社法第427条第1項の規定 により、社外取締役との間に、同法第4 23条第1項の賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法令が 規定する額とする。	に 号で と と と と と と と と と と と と と と と と と と	
て重要な業務執行(同条第5項各 げる事項を除く。)の決定を取締 任することができる。 (取締役の責任免除) 第25条 (省略) (取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) (非業務執行取締役との責任限定契約) 第26条 当会社は会社法第427条第1項の規定 により、社外取締役との間に、同法第4 23条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	号役に要して 一切 一切 三切 三切 三切 三切 三切 三切	
げる事項を除く。)の決定を取締任することができる。 (取締役の責任免除)	で 第 契 該 関 変 を 約 契 を 約	
(取締役の責任免除) 第25条 (省略) (社外取締役との責任限定契約) 第26条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) (非業務執行取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は会社法第427条第1項により、取締役(業務執行取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	の 等 第 4 2 を 約	
(取締役の責任免除) 第 <u>25</u> 条 (省略) (取締役の責任免除) 第 <u>26</u> 条 (現行どおり) (<u>社外</u> 取締役との責任限定契約) 第 <u>26</u> 条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	等であ 第42 契約を 該契約	
第 <u>25条</u> (省略) 第 <u>26条</u> 第 <u>26条</u> (現行どおり) (<u>社外</u> 取締役との責任限定契約) 第 <u>26条</u> 当会社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	等であ 第42 契約を 該契約	
(社外取締役との責任限定契約) 第26条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	等であ 第42 契約を 該契約	
第 <u>26条</u> 当会社は会社法第427条第1項の規定 により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第4 23条第1項の賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法令が 規定する額とする。	等で <u>あ</u> 第42 契約を 該契約	
第 <u>26条</u> 当会社は会社法第427条第1項の規定 により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第4 23条第1項の賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法令が 規定する額とする。	等で <u>あ</u> 第42 契約を 該契約	
により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第4 により、 <u>取締役(業務執行取締役</u> 23条第1項の賠償責任を限定する契約 <u>るものを除く。)</u> との間に、同法 を締結することができる。ただし当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法令が 規定する額とする。 に基づく賠償責任の限度額は、法令が	等で <u>あ</u> 第42 契約を 該契約	
2 3条第 1 項の賠償責任を限定する契約 <u> </u>	第42 契約を 該契約	
を締結することができる。ただし当該契 3条第1項の賠償責任を限定する 約に基づく賠償責任の限度額は、法令が 締結することができる。ただし当 規定する額とする。 に基づく賠償責任の限度額は、法	契約を 該契約	
約に基づく賠償責任の限度額は、法令が 締結することができる。ただし当 規定する額とする。 に基づく賠償責任の限度額は、法	該契約	
規定する額とする。 に基づく賠償責任の限度額は、法		
	令が規	
	l	
定する額とする。		
(取締役の報酬)	(取締役の報酬)	
(新設) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決	議によ	
って監査等委員とそれ以外の取締	役と	
を区別して定める。		
Me = te _ El. to / E _ te _ El. to / E _ A		
	第5章 <u>監査等委員会</u>	
	(監査等委員会の招集)	
(新設) 第29条 監査等委員会は監査等委員会規則		
るところによりこれを招集するも		
し、その通知は各監査等委員に対	,	
の4日前までに発するものとする。 の55七世 五日の 4日の日本 30七日の 10日本 30七日の 10日本 30七日の 10日本 30日本 30日本 30日本 30日本 30日本 30日本 30日本 3		
②監査等委員の全員の同意がある		
は、招集の手続きを経ないで監査	<u>等委員</u>	
<u>会を開催することができる。</u>		
(監査等委員会の決議の方法)	(監査等委員会の決議の方法)	
(新設) 第30条 監査等委員会の決議は、監査等	委員の	
過半数が出席し、その過半数を	もって	
<u>決する。</u>		
(監査等委員会規則)	(監査等委員会規則) (監査等委員会規則)	
(新設) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法	<u>:</u> 令また	
は定款に定めるもののほか、監査		

	現行定款	変更案
		会において定める監査等委員会規則によ
		<u>る。</u>
(員 数)		
<u>第27条</u>	当会社は監査役4名以内を置く。	(削除)
(選 任)		
<u>第28条</u>	監査役は株主総会の決議によって選任す	(削除)
	る。監査役の選任決議は、議決権を行使	
	することができる株主の議決権の3分の	
	1以上を有する株主が出席し、その議決	
	権の過半数をもって決する。	
(<i>[-</i> f 44n\		
<u>(任期)</u> 第20条	既本処の任期(237年)24年以内に彼マナ	(岩山平今)
<u>第29条</u>	監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のきた景線のたのに関する字	(削除)
	る事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。	
	時休主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補	
	欠として選任された監査役の任期は、退	
	任した監査役の任期の満了する時までと	
	する。	
	<u> </u>	
(常勤監査征	殳)	
第30条	<u></u> 監査役会は、その決議によって常勤の監	(削除)
	査役を選定する。	
(監査役会の	<u> </u>	
第31条	監査役会は監査役会規則の定めるところ	(削除)
	によりこれを招集するものとし、その通	
	知は各監査役に対し会日4日前までに発	
	するものとする。ただし、監査役の全員	
	の同意があるときは、招集の手続きを経	
	ないで監査役会を開催することができ	
	<u>3.</u>	
/		
(監査役の)		(0):1-4.5
第32条	当会社は会社法第426条第1項の規定	(削除)
	により、取締役会の決議によって、同法	
	第423条第1項の監査役(監査役であ	
	った者を含む。)の賠償責任を、法令の	
	限度において免除することができる。	

現行定款			変更案	
(社外監査役との責任限定契約)				
第33条	当会社は会社法第427条第1項の規定		(削除)	
	により、社外監査役との間に、同法第4			
	23条第1項の賠償責任を限定する契約			
	を締結することができる。ただし、当該			
	契約に基づく賠償責任の限度額は、法令			
	が規定する額とする。			
第 <u>34</u> 条~第 <u>36</u>	条 (省略)	第 <u>32</u> 条~	~第 <u>34</u> 条 (現行どおり)	
(剰余金の配	当)	(剰余金	全の配当)	
第 <u>37</u> 条	(省略)	第 <u>35</u> 条	(現行どおり)	
	② (省略)		②(現行どおり)	
	(新設)		③当会社は、前二項のほか、取締役会の	
			決議によって、会社法第459条第1項	
			各号に揚げる事項を定めることができ	
			<u> </u>	
(剰余金の配当等の除斥期間)		(剰余金の配当等の除斥期間)		
第 <u>38</u> 条	(省略)	第 <u>36</u> 条	(現行どおり)	
	(新設)	付則		
		(監査征	との責任免除に関する経過措置)	
		第1条	当会社は、第63回定時株主総会終結前の行為	
			に関する会社法第423条第1項所定の監査役	
			(監査役であった者を含む。) の損害賠償責任	
			を、法令の限度において、取締役会の決議によ	
			<u>って免除することができる</u> 。	
		第2条	第63回定時株主総会終結前の社外監査役(社	
			外監査役であった者を含む。)の行為に関する会	
			社法第423条第1項の賠償責任を限定する契	
			約については、なお同定時株主総会の決議によ	
			る変更前の定款第33条の定めるところによ	
			<u>る。</u>	